

# 猿払村立知来別小学校 いじめ防止基本方針



令和5年8月改定

## 【目次】

はじめに	P4
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	P4
(2) いじめの理解	P5
(ア) いじめの定義	
(イ) いじめの内容	
(ウ) いじめの要因	
(エ) いじめの解消	
2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	P7
(1) 学校及び教職員の責務	P7
(ア) 学校の責務	
(イ) 教職員の責務	
(2) 保護者の責務	P8
(3) 地域の役割	P9
3 村の責務	P9・10
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P10
1 村における基本方針の策定と組織の設置	P10
(1) 猿払村いじめ防止基本方針の策定	P10
(2) 地域いじめ問題対策連絡協議会との連携等	P10
(3) 教育委員会の付属機関の設置	P10
(4) 学校におけるいじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	P11
2 教育委員会が実施する施策	P11
3 本校が実施するいじめ防止等の取組	P12
(1) 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）	P12
(2) 児童が主体となった取組の推進	P12・13
(3) 学校いじめ対策組織の設置	P13
(4) いじめ防止の取組	P14

(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	P15
〈資料〉 いじめ発見・見守りチェックリスト	P16・17
〈資料〉 主な相談窓口	P18
(6) いじめの対処	P19
(7) いじめの解消	P20
〈資料〉 早期発見・事案対処マニュアル	P21
(8) いじめの重大事態への対応	P22
(9) いじめの防止等に関する機関, 保護者等との連携	P23
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処 保護者との連携	P23
(11) 学校いじめ防止プログラム	P23
〈資料〉 1年間の取組	P23～25

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてきました。いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処を行っています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する考え方

#### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 いじめ理解

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

#### 第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切に授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

### (1) 学校及び教職員の責務

#### ア 学校の責務

学校においては、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び道条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒に意見の相違があっても互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育みます。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心して、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進めます。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するためには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

## イ 教職員の責務

教職員においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化や兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、学校の定めた方針等に沿って情報を記録するとともに、速やかに学校いじめ対策組織に報告して、組織的な対応に繋がります。
- 教職員は、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を 確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成 果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けます。

## (2) 保護者の責務

道条例第7条第1項では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

保護者においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせるよう努めます。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。  
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又は、いじめを行った児童生徒の保護者や学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努めます。



- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情を十分に理解し、対応するように努めます。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支えます。

### (3) 地域の役割

道条例第8条第1項では、「道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。」と規定されています。

村民及び事業者においては、道条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 村民及び事業者は、日頃から児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を学校関係者や関係団体等が連携する既存の組織等を活用するなどして提供します。
- 村民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動に取り組むことができる地域の体制を整えます。
- 村民及び事業者は、地域の学校と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めます。
- 村民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めます。
- 村民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者、関係団体に相談・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。
- 村民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努めます。
- 村民及び事業者は、就学前の幼児に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めます。

## 3 村の責務

村においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める。

- 全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進める。
- 村は、村立学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源を活用しながら取り組む特色のある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 村は、村立学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。

- ・ 基本方針の児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
  - ・ 在籍する児童生徒やその保護者からの意見聴取
  - ・ 学校評価を活用した基本方針の見直し
- 村は、村立学校に対して、いじめを早期発見するために、次の取組を工夫するよう指導する。
- ・ 在籍する児童生徒がいじめを訴えやすいようなアンケート調査の工夫改善
  - ・ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談の実施
  - ・ いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 村は、村立学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- 村は、村立学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
- 村は、村立学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- 村は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進める。

## Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

### Ⅰ 村における基本方針の策定と組織の設置

#### (1) 猿払村いじめ防止基本方針の策定

村は、法や国の基本方針、道の基本方針の規程を踏まえ、「猿払村いじめ防止基本方針」を策定し、村におけるいじめの防止等の基本的な方向性を示す。

#### (2) 地域いじめ問題対策連絡協議会との連携等

村は、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するために、村内の関係機関及び道の「宗谷管内いじめ問題等対策連絡協議会」と連携し、情報を共有しながら取組を進める。

#### (3) 教育委員会の附属機関の設置

村は、いじめの重大事態が発生した場合は、必要に応じて道の指導・助言を得ながら、学校教育に専門知識を有する者や児童生徒の精神保健に関する専門知識を有する者、児童生徒の心理に関する専門知識を有する者、保護者等を構成員とした「猿払村いじめ問題審議会」を教育委員会の附属機関として設置し、原因の調査や対策の検討、当事者間の関係調整による問題解決を図る。

#### (4) 猿払村立学校におけるいじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

学校は、本方針や各校で策定したいじめ防止基本方針に基づき、児童生徒のいじめの防止等の取組を進めます。

また、校内に教職員等で組織する学校いじめ対策組織を設置し、個人ではなく、学校組織全体で児童生徒のいじめの問題に取り組めます。

## 2 教育委員会が実施する施策

教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、調査を実施し、必要な措置を講じます。また、いじめを防止するために、主に次の取組を進める。

- 教育指導員や道のスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童生徒や保護者に対する教育相談を充実させて、いじめの防止や早期発見・早期解決を図る。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。
- 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
- 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査など、いじめの実態把握の取組状況について調査・把握を行い、道に報告する。
- 学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制により、学校におけるいじめの防止等の対策について協議するため、各校に設置する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用する。
- インターネットを通じて行われるいじめの対策については、学校における各種 SNS などに対するネットパトロールを実施するための体制の構築や、道が作成した啓発資料の配布などにより取組を進める。
- 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことが出来るように学校指導体制の整備に努め、学校における働き方改革プランを策定し、学校運営の改善を図る。
- 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条、第 49 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校がいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。ま

た、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報への取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実にされるよう整備する。
- 学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

### 3 本校が実施するいじめの防止等の取組

#### (1) 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)

【目標①】「いじめはどんなことがあっても許さない。」の割合・・・100%

【目標②】「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」の割合・・・0%

前年度、いじめを認知した件数は9件です。8件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して解消することができました。もう1件については、継続して指導を行っているところです。児童が「いじめはどんなことがあっても許さない。」と答えた割合は、93%であり、今後も100%になることを目標に、継続的な指導をしていきます。加えて「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」と答えた割合は、およそ3%でした(目標0%)。このことから、誰かに相談する必要性をさらに児童に指導し、困ったときの対処法を身に付けるようにしなければいけません。

以上の結果を踏まえ、今年度はさらに積極的にいじめを認知し、いじめは「どこでも起こりうる」という認識に立ち、いじめが重大な事態になる前に早期発見に努めます。いじめが発見された場合は、学校全体で取り組み、すべてのいじめが解消できるようにします。

#### (2) 児童が主体となった取組の推進

本校ではいじめ防止に向け、児童主体で以下の取組を行います。今年度も全児童が「いじめをしない・見過ごさない」ために、発達段階に合わせた取組を行います。

##### (1) 児童会中心の取組

- ・いじめ防止に関わる集会活動(前期・後期)
- ・いじめ防止強化月間(6月・11月)の取組
- 「いじめゼロ宣言」取組

## (2) 学年・学級を中心とした取組

- ・いじめ防止に関わるスローガン等の設定
- ・いじめ防止に向けた話し合い(教科・学活・道徳)



## (3) 学校いじめ対策組織の設置

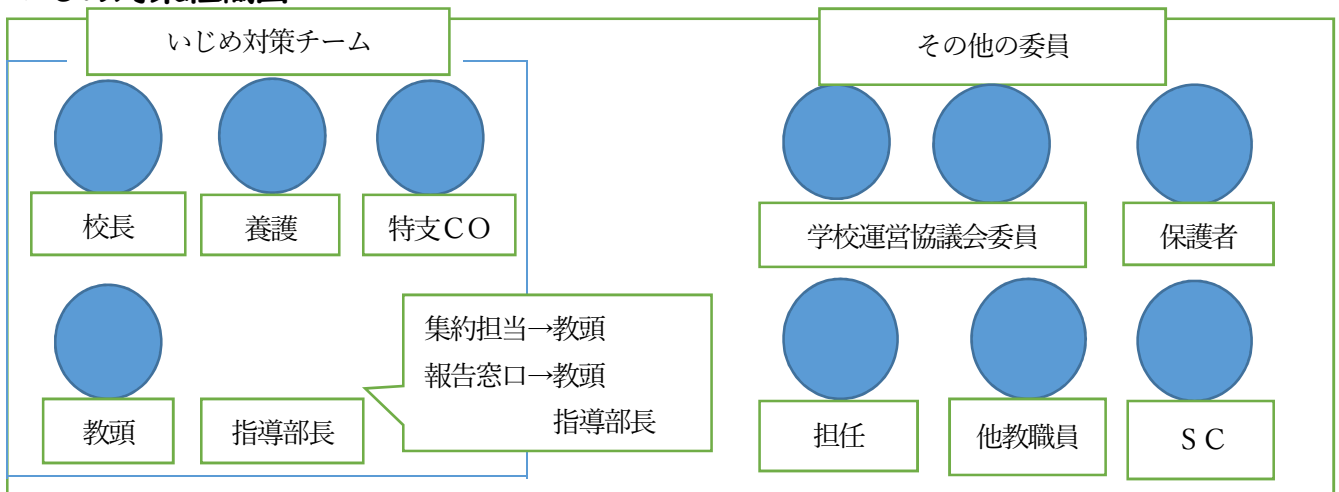
### ア 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム\*P17・18参照)の作成や実施の際に、保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

### イ いじめ対策組織図



### ウ 学校いじめ対策組織の役割

#### ①未然防止

(ア)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

#### ②早期発見・事案対処

- (ア)いじめの相談・通報を受け付ける窓口
  - (イ)いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有
  - (ウ)いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有, 及び関係児童に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
  - (エ)いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種の取組
- (ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成, 実行, 検証, 修正
  - (イ)いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施
  - (ウ)本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

## (4) いじめ防止の取組

### ア いじめについての共通理解

- (ア)いじめの態様や特質, 原因・背景, 具体的な指導上の留意点について, 職員会議や校内研修において周知し, 教職員全員の共通理解を図ります。
- (イ)いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに, 児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し, 学校いじめ対策組織の存在や取組について, 児童が容易に理解できるような取組を進めます。

### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や, 読書活動・体験活動などの推進により, 児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- (イ)幅広い社会体験, 生活体験の機会を設け, 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに, 自分の存在と他者の存在を等しく認め, 互いの人格を尊重する態度を育てます。

### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア)いじめの加害の背景には, 人間関係のストレスをはじめ, 学習の状況等が関わっていることを踏まえ, 授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう, 一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりに努めます。
- (イ)教職員の不適切な認識や言動が, 児童を傷付けたり, 他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう, 指導の在り方には細心の注意を払います。

### エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア)教育活動全体を通じ, 児童が活躍でき, 他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての児童に提供し, 児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- (イ)自己肯定感が高まるよう, 困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

(ウ)自己有用感や自己肯定感,社会性などは,発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ,小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など,自らの存在を価値あるものと受け止められる感情 ※2 自己肯定感・・・「自分はよいところがある」,「自分は〇〇ができる」など,自らを積極的に評価できる感情

## オ 出欠確認ボードの効果的な活用

始業前に連絡のあった欠席,遅刻などの情報を記入,健康観察記録をもとに養護教諭が確認し,各学級の出欠を記録することでその日の児童の出席状況を一枚のボードで確認,共有できるようにしています。

その後,校長,教頭,主幹教諭,養護教諭,特別支援,COでその日の児童の出席状況に関する情報共有を行っています。欠席が続く児童がいた場合は,数字を書き入れ,担任からの連絡を忘れないようにしています。また,家庭へ連絡をした際は,児童の健康状態の確認だけでなく,可能であれば児童と会話をし「心身のケア」もできるように努めています。この取組は,不登校の未然防止に向けた取組であると共に,「いじめの未然防止」,「いじめの早期発見」にも効果を発揮するものとして定着しています。

## (5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり,遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど,大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し,たとえ,些細な兆候であっても,早い段階から複数の教職員で的確に関わり,いじめを軽視することなく,積極的に認知します。学校は,いじめの早期発見のため,次の取組を行います。

(ア) 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,チェックシートの活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,児童が日頃から相談しやすい雰囲気作りに努めます。

(イ) 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等),本校における相談窓口の利用,関係機関等の電話相談窓口について周知し,いじめについて相談しやすい体制を整備します。

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた…………… ( )
- 保健室などで過ごす時間が増えた。またはすぐに保健室に  
行きたがる。…………… ( )
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。  
または訪問する。…………… ( )
- 教職員のそばにいたがる。…………… ( )
- 登校時に体調の不調を訴える。…………… ( )
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… ( )
- 交友関係が変わった。…………… ( )
- 他の子の持ちものを持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… ( )
- 表情が暗く(さえず)、元気がない。…………… ( )
- 視線をそらし、合わそうとしない。…………… ( )
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… ( )
- 持ちものや掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり  
隠されたりする。…………… ( )
- 体に擦り傷やあざができていことがある。…………… ( )
- けがをしている理由を曖昧にする。…………… ( )

## 授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… ( )
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… ( )
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… ( )
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… ( )
- グループを編成すると机を離されたり、避けられたりする。…………… ( )
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… ( )



## 清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… ( )
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… ( )
- 一人で下校することが多い。…………… ( )
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… ( )
- 習い事や少年団を休み始め、「辞めたい」などと言い出す。…………… ( )
- 習い事や少年団の話題を避ける。…………… ( )

## 主な相談窓口

### ☆旭川子ども総合相談センター

〈電話番号〉 代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

〈受付時間〉

月～金 8:45～17:30 (土・日・祝日及び年末年始を除く)

### ☆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

〈電話番号〉 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子どもSOSダイヤル)

〈受付時間〉

〈メール相談〉

毎日24時間

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

### ☆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

〈電話番号〉 0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

〈受付時間〉 平日 8:30～17:15

### ☆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

〈電話番号〉 0120-677-110

〈受付時間〉 平日 8:45～17:30

### ☆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

〈電話番号〉 0166-31-5511

〈受付時間〉 平日 9:00～16:00

### ☆法テラス旭川

〈電話番号〉 050-3383-5566

〈受付時間〉 平日 9:00～17:00

スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

猿払村立知来別小学校 TEL 01635-3-4030

## (6) いじめの対処

### ア いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」\*P8参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- (イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- (ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

### ウ いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- (ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- (イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- (ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### オ 性に関わる事案への対応

- (ア) 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮して対応を行います。
- (イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- (ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- (エ) 詳細な情報の共有はチーム内のみとするなど、情報管理の徹底に努めます。

## カ 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- (ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

## (7) いじめの解消

ア いじめが「解消している」状態でも単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- (ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- (イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

## イ 観察の継続

- (ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」\*P8参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- (イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

# 猿払村立知来別小学校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル(令和5年度)

## 【いじめの把握・報告】

### 〈いじめの把握〉

- いじめを受けた児童や保護者      ○周囲の児童や保護者      ○学級担任      ○養護教諭や学級担任以外の教職員
- 児童アンケート調査や教育相談      ○スクールカウンセラー(SC)      ○学校以外の関係機関や地域住民
- その他

### 〈いじめの報告〉

○把握者→学級担任・学年等→報告窓口(指導部担当者)→集約窓口(教頭)→校長

## いじめ対策組織会議の開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策会議)】

- 事実関係の把握       いじめ認知の判断       SC や関係機関との連携の検討
- 「いじめ対処プラン」の作成(指導方針, 指導方法, 役割分担に決定)       全教職員による共通理解

## 【いじめ対策会議による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援      ○いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導      ○スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関(教育委員会, 子ども支援センター, 児童相談所, 警察等)との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 組織体制を整え, いじめを止めさせ, 安全確保及び再発防止し, 徹底して守り通す。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめの解消の用件に基づき, 対策組織で継続して注視するとともに, 自尊感情を高めるなど, 心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめは, 他者の人権を侵す行為であり, 絶対に許されない行為であることを自覚させる等, 謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li><input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等, いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり, はやし立てたりする行為は許されないことや, 発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え, いじめをなくすため, より良い学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭訪問等により, その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li><input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て, 対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し, 家庭における指導を要請する。</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し, 教育的配慮の下で, 個人情報に留意し必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

### ○いじめ対策組織におけるいじめ解消の判断

## 【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○原因の詳細な分析                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事実の整理, 指導方針の再確認</li> <li><input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなどの外部の専門家等の活用</li> </ul> </li> <li>○学校体制の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善</li> <li><input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化</li> <li><input type="checkbox"/> 児童理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育内容及び指導方法の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童の居場所づくり, 絆づくりなど, 学年経営の充実</li> <li><input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等, 児童の豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や, 認め励まし伸ばす指導, 自己有用感を高める指導など, 授業改善の取組</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭, 地域との連携強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li><input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li><input type="checkbox"/> 児童の PTA 活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成</li> </ul> </li> </ul>
---	--	--

## (8) いじめの重大事態への対応

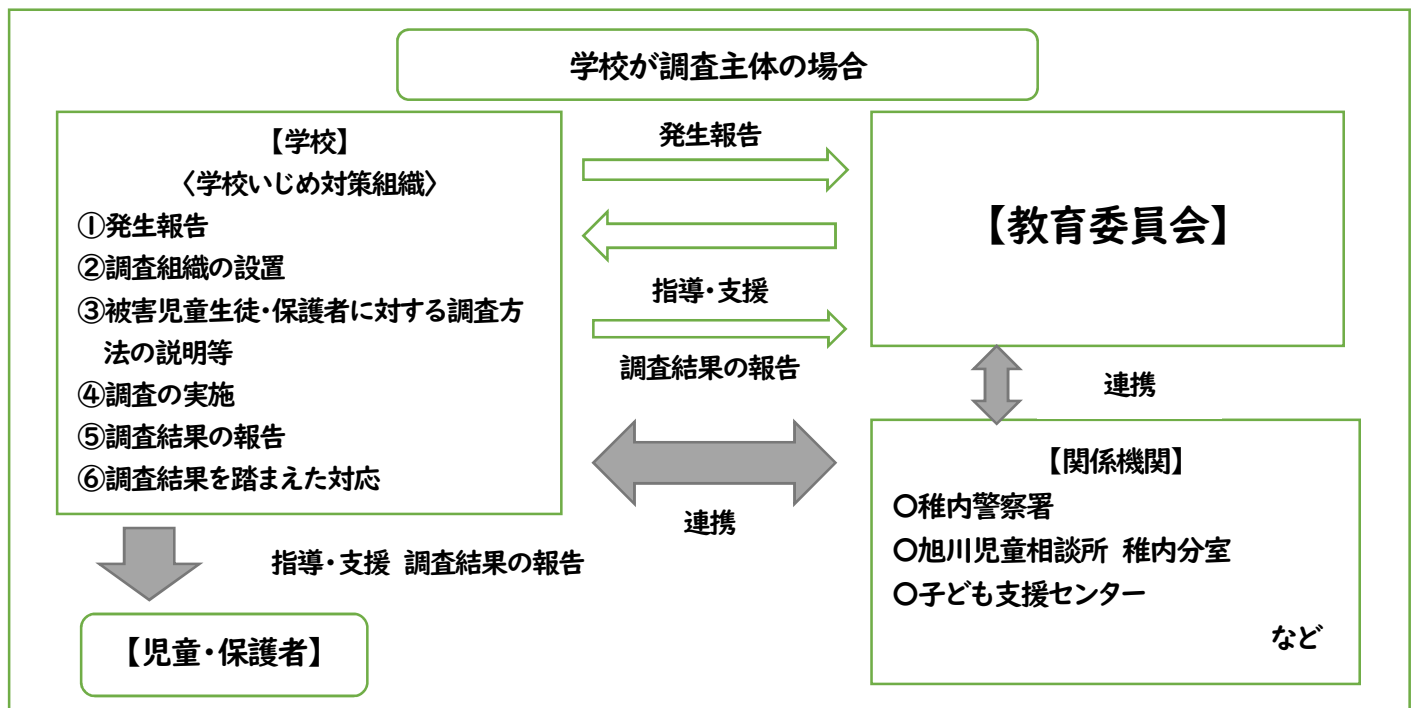
### ア 重大事態とは

- (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (ウ) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき。
- ※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

### イ 学校における重大事態の対処

- (ア) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」\*3に基づいて対応します。
- (イ) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

### ウ 重大事態対応フロー図



## (9) いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。さらに、保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察や民間の相談機関等との連携を行います。

## (10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (ア) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (イ) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

## (11) いじめ防止の年間プログラム

本校におけるいじめ防止プログラムを次頁に示します。1年間の取組を確認し、職員で共通理解を図って進めます。〈資料〉P16.17.18 本校における1年間の取組一覧

### いじめ防止年間プログラム

	主な取組
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所・前担任との引き継ぎ(引き継ぎ事項の確認・共有化)</li><li>・児童会を中心としたあいさつ運動(通年)</li><li>・担任の教育相談による実態把握・指導</li><li>・学級経営・指導方針・指導方法の策定</li><li>・学校・学級の指導方針の説明・決定</li><li>・朝自習(朝読書・基礎学習)・朝の会の複数の教職員での見守り(通年)</li><li>・学校ネットパトロール(通年)</li><li>・学校いじめ対策組織会議</li><li>・1学期前期の学級・個人目標の設定</li><li>・保護者の授業参観週間・懇談</li><li>・保護者の行事参観(1年生を迎える会)</li><li>・全職員による生徒指導交流(週1回)</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者との懇談(保護者の思いや願いの把握・指導の連携)</li><li>・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し</li><li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の共通理解</li><li>・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解</li><li>・学校いじめ対策会議</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(児童理解, 特別支援交流会)</li> <li>・学校運営協議会(学校いじめ基本方針の説明)</li> </ul>
6月 (強調月間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の検討・確認</li> <li>・全児童との教育相談</li> <li>・いじめアンケート調査</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・QUテスト</li> <li>・道徳「信頼・友情、思いやり・親切、生命尊重、公平・公正」等をテーマとした授業の実施</li> <li>・生活習慣見直し週間(アンケート)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の変容と指導方針の検討・確認</li> <li>・保護者の授業参観・懇談</li> <li>・保護者の行事協力(運動会・廃品回収)</li> <li>・1学期の振り返り</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・1学期の学級経営・分掌経営の評価・改善</li> <li>・学校関係者評価</li> <li>・夏休み中の児童の様子把握</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・生活習慣見直し週間(アンケート)</li> <li>・2学期の学級・個人目標の設定</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・祖父母の授業参観・交流</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・保護者の行事参観(マラソン大会)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の変容と指導方針の検討・確認</li> <li>・保護者の行事参観(学芸会)</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> </ul>
11月 (強調月間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・道徳「信頼・友情、思いやり・親切、生命尊重、公平・公正」等をテーマとした授業の実施</li> <li>・全児童との教育相談</li> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・保護者の授業参観・懇談</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・給食感謝の集い</li> <li>・2学期の振り返り</li> <li>・いじめ対策会議</li> <li>・2学期の学級経営・分掌経営の評価・改善</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価</li> <li>・冬休み中の児童の様子 of 把握</li> <li>・校内研修</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・生活習慣見直し週間(アンケート)</li> <li>・3学期の学級・個人目標の設定</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の経過と指導方針の確認</li> <li>・道徳「信頼・友情、思いやり・親切、生命尊重、公平・公正」等をテーマとした授業の 実施</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・情報モラル教室の実施</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童の変容の報告、指導方針等の確認</li> <li>・保護者の授業参観・懇談</li> <li>・今年度の学級経営・分掌経営の反省と今後の課題</li> <li>・3学期の振り返り</li> <li>・学校いじめ対策会議</li> <li>・保護者の参観(卒業生を送る会)・懇談</li> <li>・中学校・次年度担任へ引き継ぎの徹底</li> </ul>